

国府叢書 卷三十七

1頁

書目

元禄十一年

今治藩中分限録

原本今治藩富田氏蔵

旧幕領越智郡桑村郡

村々御林帳

原本備中笠岡代官書類

写桜井町役場所蔵

寛政元年

御上使御通駕之節之

心得書 原本石丸氏蔵

国府叢書 卷卅七

5頁

元禄十一年

今治御藩中

分限帳

寅四月日

本書ハ今治藩小役人富田某氏之

家ニ傳リ居ル原書ニより謄写シタルモ

のなり 明治三十一年八月日

加藤友太郎

6頁

元禄十一年寅四月今治藩分限帳 (今治富田氏ノ蔵書ニヨル)

組 抜

△絶家ノ印 (囲字割注) 「七十一文政七年迄ニアル」

千石(割注) 「本国伊賀、生国イセ」(割注) 「石見、源右衛門」服部伊織(割注) 「正純、四十五」

千石(割注) 「本尾張、生イヨ」(割注) 「彦兵衛、八左衛門」久松八左衛門(割注) 「長頼、五十七」

五百石(割注) 「本美濃、生イヨ」(割注) 「茂右衛門、利春」岡部太右エ門(割注) 「直明、四十九」

四百石(割注) 「本備後、生イヨ」(割注) 「岩村九右衛門、佐々木奎」佐々木木工(割注) 「長乘、二十五」

三百石(割注) 「本遠江、生イヨ」(割注) 「助太夫、助太夫」戸塚次太夫(割注) 「政盛、二十八」

貳百五十石(割注) 「本撰津、生備中」(割注) 「九兵衛、三郎左衛門」関三郎左衛門(割注) 「重冬、六十五」

貳百石十人扶持(割注) 「本遠江、生イヨ」(割注) 「七左衛門、弥右衛門」二俣儀兵衛(割注) 「重次、五十貳」

参百石(割注) 「同近江、同イヨ」(割注) 「勘解由左衛門、勘解由左衛門」町田勘ヶ由左衛門(割注) 「政倫、四十七」

五百石(割注)「同河内、同伊賀」(割注)「勘左衛門、五郎太夫」平岡源左衛門(割注)「勝世、二十七」
 五百石(割注)「同日向、同武藏」(割注)「内蔵之助、長左衛門」江島助之進(割注)「為相、三十五」
 貳百廿石(割注)「同ムツ、同山城」(割注)「彦左衛門、忠兵衛」池内八郎兵衛(割注)「重信、五十」
 貳百石(割注)「同大和、同大和」(割注)「三右衛門、三右衛門」井上七左衛門(割注)「豊長、五十一」
 百五十石(割注)「本国常陸、生国イヨ」(割注)「九郎右衛門」岡本太郎左衛門(割注)「親元、四十三」
 〆(割注)「五千五百廿石、扶持百人拾俵」
 六拾俵(割注)「七人扶持、内貳人扶持娘分」局

服部伊織組

貳百石五人扶持(割注)「本国イセ、生国出羽」(割注)「六郎兵衛、勘右衛門」△坪田勘右衛門(割注)「盛良、六十一」
 貳百石五人扶持(割注)「生国土佐」(割注)「自体」永井欽太夫(割注)「盛久、三十八」
 百五十石(割注)「本国上総、生国イヨ」(割注)「佃谷八郎左衛門、華井八郎右衛門」花井八郎右衛門、(割注)「次正、五十六」
 百五十石(割注)「同丹波、同摂津」(割注)「平右衛門、玄賀」井上平右衛門(割注)「式次、五十六」
 百五十石(割注)「同キイ、同イヨ」(割注)「加左衛門、彦衛門」上村六郎右衛門(割注)「信親、五十三」
 貳百石(割注)「同相模、同イヨ」(割注)「傳助、治郎太夫」西山文太夫(割注)「永友、四十八」
 百貳拾石(割注)「同相模、同イヨ」(割注)「五兵衛、心齋」△大山文右衛門(割注)「正照、三十八」
 百七十石 (割注)「同ヲワリ、同蔵武」(割注)「平太夫、平太夫」竹本平太夫(割注)「家忠、三十八」
 貳百石五十石(割注)「同遠江、同イヨ」(割注)「九郎兵衛、甚六」氣多九郎兵衛(割注)「景、三十四」

7頁

百石(割注)「本国サヌキ、生国ヲミ」(割注)「兵右衛門、六郎太夫」堀江七太夫(割注)「正倫、五十五」
 百五十石(割注)「同、同ムサシ」(割注)「又左衛門、源右衛門」中澤忠兵衛(割注)「安英、三十四」
 五十石五人扶持(割注)「同近江、同近江」(割注)「市郎右衛門」朝山源太左衛門(割注)「光城」
 百石(割注)「同山城、同イセ」(割注)「藤右衛門、半之介」△吉山權(割注)「則信、五十六」
 百貳拾石(割注)「同因幡、同イヨ」(割注)「学右衛門、与左衛門」△深田吉郎右衛門(割注)「直實、三十一」
 五拾石五人扶持(割注)「文七左衛門、弥右衛門」星野弥一右衛門(割注)「重保、四十七」
 百五十拾石(割注)「同イセ、同イヨ」(割注)「惣右衛門、久太夫」平田源之丞(割注)「吉信、二十二」
 百人拾石(割注)「同常陸、同近江」(割注)「半右衛門、平太左衛門」和田門太夫(割注)「家盈、二十九」
 百石(割注)「同近江、同ムサシ」(割注)「利兵衛、久兵衛」池内兵左衛門(割注)「昌宣、四十七」

〆 人数拾八人内(割注)「役人拾貳人、馬回六人」

高貳千五百九十石

外二扶持百俵

久松八左衛門組

百五十拾石(割注)「本国キイ、生国ムサシ」(割注)「源左衛門、源兵衛」鈴木傳右衛門(割注)「重軍、四十八」
 百五十拾石(割注)「同ミカワ、同ミカワ(抹消)「ムサシ」」(割注)「三宅傳左衛門、梶菅幼」梶儀太夫(割注)「清房、四十五」
 貳百三拾石(割注)「同下野、同イセ」(割注)「石見守、孫左衛門」多却孫左衛門(割注)「林峯、三十九」
 百五十拾石(割注)「同イセ、同イヨ」(割注)「平右衛門、良忠」松田平兵衛(割注)「家治、四十八」
 百五十拾石(割注)「同長門、同イセ」(割注)「儀左衛門、与五右衛門」児玉儀左衛門(割注)「正賀、四十一」
 貳百石(割注)「同三河、同イセ」(割注)「鈴木甚之尉、芦野重雲」芦野太郎右衛門(割注)「重時、四十一」
 百人拾石(割注)「同山城、同イヨ」(割注)「佐左衛門」堤佐左衛門(割注)「吉重五十二」
 百石(割注)「同三河、同イヨ」(割注)「甚之尉」鈴木甚之丞(割注)「重次、三十七」
 百石(割注)「同下総、同ムサシ」(割注)「民部、吉右衛門」金丸吉左衛門(割注)「重英、二十六」

百石五人扶持(割注)「同ムサシ、同イセ」(割注)「三郎兵衛、十右衛門」深谷三郎大夫(割注)「俊勝、四十一」
 百石(割注)「同、同イヨ」(割注)「市兵衛、吉太夫」成瀬三郎右衛門(割注)「正貞、式十」
 式百石(割注)「同サヌキ、同イヨ」(割注)「六郎太夫、六郎兵衛」堀江六郎兵衛(割注)「正甫、二十七」
 五拾石三人扶持(割注)「同近江、同ムツ」(割注)「權右衛門、九右衛門」池田九左衛門(割注)「吉純、六十六」
 五拾石五人扶持(割注)「アキ、イヨ」(割注)「庄太郎、久左衛門」中西儀右衛門(割注)「政休、四十三」

百五拾石(割注)「本国美濃、生国イヨ」(割注)「半左衛門、武左衛門」小寺武左衛門(割注)「忠重、二十九」
 五拾石(割注)「同淡路、同イヨ」(割注)「矢野忠兵衛、大田角右衛門」△大田角右衛門(割注)「勝直、四十」
 式拾五人扶持(割注)「同土佐、同土佐」(割注)「福富宇右衛門、福田平兵衛」福田卯右衛門(割注)「重盈、四十一」
 〆人数拾七人内(割注)「十人役人、七人馬回」

高式千三百八十人石

外扶持百七拾式俵

岡部太右衛門組

百六拾石(割注)「本国摂津、生国日向」(割注)「大野右京、松原壽庵」松原四郎左衛門(割注)「友行、四十三」
 百石(割注)「同アキ、同イヨ」(割注)「委庵、昌庵」松本助右衛門(割注)「忠濟、三十三」
 五拾石五人扶持(割注)「同、同」(割注)「三郎左衛門、三郎左衛門」関十郎左衛門(割注)「重利、廿四」
 百五拾石(割注)「同ミノ、同イヨ」(割注)「八兵衛」小寺市兵衛(割注)「信知、五十二」
 百石(割注)「同山城、同山城」(割注)「右左衛門」山名十左衛門(割注)「頼賢、五十六」
 百石(割注)「同長門、同イヨ」(割注)「土佐、市左衛門」堅田市左衛門(割注)「慶重、五十一」
 五拾石五人扶持(割注)「九右衛門、弥一郎」戸祭庄左衛門(割注)「(割注)「信勝、廿四」
 百式拾石(割注)「本国美濃、生国イヨ」(割注)「了庵、五郎太夫」青野五右衛門(割注)「忠美、四十九」
 式百石(割注)「ハリマ、ムサシ」(割注)「淡伯兵庫、三上玄春」三上庄右衛門(割注)「重倫、五十一」
 百五拾石(割注)「ヲ、ミ、イセ」(割注)「九兵衛、務三」多羅尾喜衛(割注)「光久、四十二」
 百石四人扶持 (割注)「善右衛門」善方弥右衛門
 百式拾石(割注)「イセ、イヨ」(割注)「半兵衛、弥兵衛」上野半兵衛(割注)「正節、二十五」
 式百石(割注)「ムツ、イヨ」(割注)「權之丞、權之介」△三瀧藤右衛門(割注)「時親、二十九」
 百石(割注)「上野、ムサシ」(割注)「大野弥五郎、佐治又左衛門」佐治喜左衛門(割注)「永盛、四十八」
 式百石(割注)「ヲワリ、ムサシ」(割注)「七郎衛門、伊右衛門」山下伊太夫(割注)「氏明、三十八」
 百石(割注)「安藝、イヨ」(割注)「所左衛門、兵衛門」町田甚兵衛 (割注)「武生、四十」
 式百石(割注)「ムツ、イヨ」(割注)「与兵衛、与兵衛」奥山武太夫(割注)「栄重、二十八」
 〆人数拾七人内(割注)「役人五人、馬回十二人」

高式千式百石

外二扶持五拾六俵

佐々木木工組

百五拾石(割注)「本国下野、生国イヨ」(割注)「与左衛門、栄閑」小泉茂兵衛(割注)「宣貞、五十」
 百五拾石(割注)「武蔵、全」(割注)「兵衛門」喜田村甚左衛門 (割注)「正辰、四十六」
 百式拾石(割注)「摂津、ムサシ」(割注)「宗純」多賀新兵衛(割注)「宗 辰」
 百式拾石(割注)「遠江、イヨ」(割注)「助右衛門、四郎太夫」村越長右衛門(割注)「恒道、三十八」
 五拾石五人扶持 町田武兵衛

百石 (割注)「近江、イヨ」(割注)「理兵衛、右近」△小倉治部太夫(割注)「武重、四十五」
 貳百三十拾石(割注)「三河、信濃」(割注)「小左衛門、与左衛門」高木利兵衛(割注)「方明、五十二」
 五拾石五人扶持(割注)「紀伊、イヨ」(割注)「孫左衛門、半十郎」中島半十郎(割注)「忠如、三十二」
 百五拾石(割注)「遠江、イヨ」(割注)「三郎右衛門、金左衛門」片山金左衛門(割注)「正長、二十九」
 百五拾石(割注)「遠江、ムサシ」(割注)「石井武右衛門、河村六衛門」石井平左衛門(割注)「忠敬、六十二」
 五拾石五人扶持(割注)「伊賀、紀伊」(割注)「三郎兵衛、長兵衛」白樫平右衛門(割注)「高重、五十九」
 百石(割注)「信濃、イセ」(割注)「織田六右衛門、藤田孫四郎」△藤田仙右衛門(割注)「長春、二十九」
 百三十拾石(割注)「本国三河、生国ムサシ」(割注)「三太夫、半左衛門」松野長兵衛(割注)「元休、四十四」
 百石(割注)「ヲワリ、イヨ」(割注)「市郎右衛門、庄藏」山路市郎左衛門(割注)「賀房、二十四」
 百廿石五〇(割注)「尾張、イヨ」(割注)「藤太夫、次右衛門」坂部次郎右衛門(割注)「重壽、四十五」
 貳拾人扶持(割注)「安藝、出雲」(割注)「濱島定衛門、中酢右衛門」△濱島新五左衛門(割注)「貞通、五十五」
 百貳拾石 (割注)「弥藤治」△山崎弥野衛門

人数十七人内(割注)「役人七人、馬廻り十人」

高千八百五拾石

外ニ扶持百人拾俵

二股儀兵衛組

拾壹石三人扶持(割注)「本国イヨ、生国イヨ」(割注)「左右衛門、治右衛門」仙波六右衛門(割注)「貞次、七十一」
 拾貳石三人扶持(割注)「同イヨ、同イヨ」(割注)「平左衛門、平兵衛」村川惣左衛門(割注)「守由、四十二」
 同 同 (割注)「イセ、イヨ」 (割注)「甚兵衛、文衛門」末松加右衛門(割注)「正之、二十七」
 三拾俵五人扶持(割注)「ヲワリ、ムサシ」(割注)「庄兵衛、庄兵衛」△前田四郎左衛門(割注)「信藏、三十三」

10頁

拾八石三人扶持(割注)「同ヲワリ、同武藏」(割注)「半右衛門」△横山久右衛門(割注)「政信、四十壹」
 拾五石三人扶持(割注)「同近江、同イヨ」(割注)「徳兵衛、加左衛門」池内徳右衛門(割注)「政種、四十七」
 拾石三人扶持(割注)「同ムツ、同イヨ」(割注)「磯左衛門、權太夫」佐藤丹右衛門(割注)「正則、二十七」
 拾貳石三人扶持(割注)「タンハ、山城」(割注)「安藤三河守、浅田李權頭」安藤助三郎(割注)「康長、三十一」
 拾石三人扶持(割注)「甲斐、イヨ」(割注)「武太夫、宗巴」 小澤勘太夫
 拾六石五斗五人口(割注)「イセ、武藏」(割注)「新左衛門、宗八郎」△菌井元右衛門(割注)「正元、六十六」
 拾五石四人扶持(割注)「ムサシ、ムサシ」(割注)「宗与」△吉澤忠左衛門(割注)「吉長、六十九」
 拾四石三人扶持(割注)「イセ、近江」(割注)「庄右衛門、助左衛門」野呂市郎右衛門(割注)「景親、五十」
 拾貳石三人扶持(割注)「ミノ、ミノ」(割注)「野崎治右衛門、同源左衛門」戸塚左五右衛門(割注)「正鏡、四十三」
 拾貳石三人扶持(割注)「ムツ、イヨ」(割注)「小倉利兵衛、小倉右近」長井利左衛門(割注)「正国、四十二」
 拾四石(割注)「備前、イヨ」(割注)「七左衛門、源之進」 平野忠右衛門(割注)「親季、三十七」
 廿人扶持(割注)「周防、ムサシ」(割注)「宗兵衛」△吉村(抹消)「岡」伊左エ門(割注)「正久、五十八」
 拾貳石(割注)「ムサシ、イヨ」(割注)「深谷三郎兵衛、同十右衛門」三好八太夫(割注)「俊正、三十六」
 拾五石(割注)「本国相模、生国武藏」(割注)「治郎右衛門、半右衛門」杉本吉兵衛(割注)「宗貞、五十二」
 拾壹石(割注)「カイ、遠江」(割注)「良知縫殿、平兵衛」△大石半助(割注)「長明、三十」
 拾五石三人扶持(割注)「紀伊、イヨ」(割注)「清左衛門、五左衛門」△原田仁右衛門(割注)「重慶、四十八」
 拾壹石四人扶持(割注)「山城、ムツ」(割注)「梅村甚之進、同甚之進」村瀬貞右衛門(割注)「重利、五十七」
 拾石三人扶持(割注)「甲斐、イヨ」(割注)「武太夫、宗巴」 小澤菌右衛門(割注)「重昌、四十一」
 拾石三人扶持(割注)「イヨ、イヨ」(割注)「別宮善兵衛、新右衛門」△河内八右衛門
 高貳百六拾七石五斗

外俵取并扶持三百五拾俵

町野勘解由左衛門組

式拾五俵三人扶持(割注)「イヨ、イヨ」(割注)「勘右衛門、勘右衛門」坪田万右衛門(割注)「盛親、三十巻」
 拾五石五人扶持(割注)「イツモ、イツモ」(割注)「忠左衛門、助右衛門」(割注)「重昌、四十五」
 式拾五俵五人扶持(割注)「キイ、アキ」(割注)「安右衛門、安右衛門」村越条右衛門(割注)「正行、二十六」
 式拾五俵三人扶持(割注)「ミノ、イヨ」(割注)「五郎太夫、五右衛門」青野十郎右衛門(割注)「只昌、二十四」

11頁

式拾五俵三人扶持(割注)「本イガ、生イセ」(割注)「半之進、權七」△吉山半右衛門(割注)「則辰、二十巻」
 式拾五俵三人扶持(割注)「ナガト、ムサシ」(割注)「市左衛門、市左衛門」堅田惣右衛門(割注)「慶次、廿四」
 拾五石三人扶持(割注)「ムサシ」(割注)「惣左衛門、六郎右衛門」真木九右衛門(割注)「吉猶、六十巻」
 拾式石三人扶持(割注)「ビゼン、備中」(割注)「四郎兵衛、善入」完林権左衛門(割注)「光白、四十六」
 拾壹石六人扶持

岩崎覚兵衛

拾五石三人扶持(割注)「遠江、イセ」(割注)「今井作兵衛、同作兵衛」△目形儀左衛門(割注)「次貞、六十八」
 拾四石三人扶持(割注)「ムツ、イヨ」(割注)「石川源八、柴田九郎右衛門」柴田源右衛門(割注)「正親、五十九」
 拾式石三人扶持(割注)「サヌキ、撰津」(割注)「藪吉右衛門、松浦惣左衛門」藪弥三右衛門(割注)「敬廣、六十四」
 拾式石三人扶持(割注)「イヨ、イヨ」(割注)「別宮千五右衛門、同善兵衛」△河内新左衛門(割注)「通重、七十巻」
 拾石三人扶持(割注)「三河、イセ」(割注)「平八郎、吉次右衛門」加藤嘉六(割注)「勝重、七十六」
 拾八石(割注)「ミノ、イセ」(割注)「十左衛門、勘兵衛」△岩田文平(割注)「家義、七十」
 拾石三人扶持(割注)「イセ、下野」(割注)「武市平兵衛、吉田忠右衛門」吉田伊兵衛(割注)「重政、五十」
 拾式石三人扶持(割注)「紀伊、セツ津」(割注)「弥兵衛、弥兵衛」中山九郎左衛門(割注)「親房、四十六」
 拾式石三人扶持(割注)「ハリマ、イヨ」(割注)「忠兵衛、四郎右衛門」渡部四郎左衛門(割注)「吉安、六十」
 拾壹石三人扶持(割注)「ムツ、イヨ」(割注)「長兵衛」渡部長太夫(割注)「良次、五十六」

平岡源左衛門組

式拾俵拾人扶持(割注)「本国三河、生国イヨ」(割注)「甚五左衛門、惣右衛門」△松井彦左衛門(割注)「次宗、二十」
 式拾五俵三人扶持(割注)「ヒタチ、イヨ」(割注)「三郎右衛門、茂兵衛」小島与左衛門(割注)「宣如、二十二」
 拾五石三人扶持(割注)「シナノ、イヨ」(割注)「孫右衛門、孫右衛門」△豊島兵藏(割注)「勝安、二十六」
 拾式石三人扶持(割注)「ムツ、イヨ」(割注)「宇右衛門、七郎左衛門」岡田宇右衛門(割注)「正雄、二十七」
 拾式石三人扶持(割注)「ムツ、イヨ」(割注)「与兵衛、与兵衛」奥山圓之丞
 拾石三人扶持(割注)「アキ、撰津」(割注)「庄右衛門、久左衛門」中西長右衛門(割注)「政主、六十八」
 拾四石三人扶持(割注)「キイ、イヨ」(割注)「与七郎、清左衛門」△原田五左衛門(割注)「重長、七十一」
 拾五石三人扶持(割注)「遠江、ハリマ」(割注)「又左衛門、五郎左衛門」△野口三郎兵衛(割注)「正伴、六十五」

12頁

拾石三人扶持(割注)「本国イヨ、生国イヨ」(割注)「善右衛門、平左衛門」△越智半治郎(割注)「安道、五十六」
 拾式石五斗三人内(割注)「ハリマ、アハ」(割注)「五之丞、五郎右衛門」中堀五太夫(割注)「長益、八十一」
 拾五石三人扶持(割注)「ホヲキ、ヒゼン」(割注)「市右衛門、忠意」種橋弥三左衛門(割注)「幸親、四十二」
 拾石三人扶持(割注)「上野、イセ」(割注)「源右衛門、弥兵衛」上野七右衛門(割注)「喜貞、六十四」
 拾三石三人扶持(割注)「イセ、イヨ」(割注)「加兵衛、与治右衛門」伊藤弥右衛門(割注)「政直、五十二」
 拾式石三人扶持(割注)「タンバ、ビンゴ」(割注)「主殿、弥三兵衛」次替弥三兵衛(割注)「吉長、六十四」
 拾四石三人同(割注)「アキ、ビゼン」(割注)「善左衛門、善左衛門」磯山彦右衛門(割注)「重信、六十巻」
 拾式石三人同(割注)「ミノ、イヨ」(割注)「久左衛門、弥三右衛門」大塚角左衛門(割注)「正方、六十巻」

拾式石三人扶持(割注)「サヌキ、撰津」(割注)「吉右衛門、松浦惣左衛門」 藪治五右衛門(割注)「政則、四十五」
拾壹石四人扶持(割注)「陸奥、武蔵」(割注)「八右衛門、左治右衛門」 仙波喜右衛門(割注)「宗俊、二十七」

江島助之進組

貳拾五俵三人扶持(割注)「本国三河、生国イヨ」(割注)「松野半左衛門、高木利兵衛」 高木三郎兵衛(割注)「方良、三十二」

拾石三人扶持(割注)「ムツ、イヨ」(割注)「宇右衛門、七郎左衛門」 岡田九兵衛 (割注)「正清、二十九」

拾式石三人扶持(割注)「近江、ムサシ」(割注)「市郎右衛門、源太左衛門」 朝山伴右衛門(割注)「重政、三十壹」

三拾俵五人扶持(割注)「三河、撰津」(割注)「善右衛門、弥治右衛門」 池内弥治右衛門(割注)「貞春、二十八」

拾式石三人扶持(割注)「近江、イヨ」(割注)「長兵衛、平右衛門」 白樫安右衛門(割注)「政之、二十四」

貳拾俵五人扶持(割注)「イヨ、イヨ」(割注)「太郎左衛門、傳左衛門」 △一宮十右衛門(割注)「氏壽、二十壹」

貳拾五俵三人扶持(割注)「三河、武蔵」(割注)「庄右衛門、正育」 木村初右衛門(割注)「正俊、十八」

拾式石三人扶持(割注)「武蔵、同」(割注)「久右衛門、四郎右衛門」 △金子四郎兵衛(割注)「直陟、四十七」

拾式石三人扶持(割注)「美濃、イヨ」(割注)「了庵、惣左衛門」 青野六右衛門(割注)「只保、四十七」

拾壹石三人扶持(割注)「伊与、伊与」(割注)「八束善右衛門、今井宇右衛門」 今井宇右衛門(割注)「親孝、六十」

拾貳石三人扶持(割注)「下野、シナノ」(割注)「助右衛門、助兵衛」 西部所左衛門(割注)「和重、五十七」

拾五石三人扶持(割注)「ムサシ、ムサシ」(割注)「井後直右衛門、同傳兵衛」 清水浅右衛門(割注)「永清、四十三」

拾五石三人扶持(割注)「ミノ、イセ」(割注)「久左衛門、弥惣右衛門」 大塚戸右衛門(割注)「政義、六十四」

13頁

三拾俵五人扶持(割注)「本国イセ、生国イヨ」(割注)「彦右衛門、吉右衛門」 上村長八(割注)「信重、四十四」

拾石三人扶持(割注)「信濃、イヨ」(割注)「吉右衛門、勘左衛門」 矢野金右衛門(割注)「正衛、四十壹」

拾石三人扶持(割注)「近江、イヨ」(割注)「六右衛門、与兵衛」 木村甚太夫(割注)「正直、五十九」

拾石三人扶持(割注)「近江、近江」(割注)「喜右衛門、弥左衛門」 △白井半右衛門(割注)「久重、五十九」

三人扶持(割注)「丹波、イヨ」(割注)「玄春、正右衛門」 三上武右衛門(割注)「重偵、二十」

拾三石三人扶持(割注)「ムツ、ムツ」(割注)「藤八、市右衛門」 田丸喜兵衛(割注)「長次、四十六」

隠居

小寺(抹消)「田」 閑休

五人扶持 松田 良忠

三人扶持 坂部 遊閑

右同 町田 勇伯

三人扶持 矢野 正休

右同 麥羅尾務三

右同 芦野 重雲

右同 山下 祐覚

右同 和田 友菅

右同 △三瀧 祐賢

右同 佐治 宗無

右同 △藤田 空菅

右同 △山崎 享圓

右同 奥山与兵衛

式人扶持

二侯 喜平妹

14頁

竹本平太夫組

拾五石三人扶持

小頭 小安 治兵衛

八石 式人扶持

△森野 作右衛門

八石 式人扶持

△宮野 金左衛門

全

水谷 勘五右衛門

全

△鎌田 仁兵衛

全

△岡澤 源五右衛門

全

△井出 茂右衛門

全

山脇 勘左衛門

村越長右衛門組

拾石 三人扶持

小頭 矢野 加左衛門

九石 式人扶持

目附 △八塚 武右衛門

八石 式人扶持

秋田 与治右衛門

全

林 傳太夫

全

△山岡 六太夫

全

丹下 喜太夫

全

岡田 又兵衛

全

荒川 友右衛門

関十郎左衛門組

拾石三人扶持

小頭 川地 小兵衛

九石式人扶持

目付 大塚 三左衛門

八石式人扶持

小島 太兵衛

15頁

八石式人扶持

中野 孫兵衛

同

水澤 七郎右衛門

同

西黒 團右衛門

同

山田 宇左衛門

同

真木 十兵衛

同

山田 新六郎

氣多九郎兵衛組

九石式人扶持

目付 △寺路 新五右衛門

八石式人扶持

△山川 何右衛門

全

明石 弥一右衛門

全

△田崎 小左衛門

拾石三人扶持

小池 七兵衛

八石式人扶持

渡邊 忠太夫

全

△田渕 吉兵衛

全

長尾梅雲組
御菓子方御坊主

八石式人扶持

糸井 道知

同

伊藤 順賀

同

河内 朴仙

御居間坊主

七石式人扶持

加藤 賀之

同

岡崎 休味

並坊主

七石式人扶持

片岡 玄甫

16頁

七石式人扶持

水野 意齊

同

岡崎 意徳

同

池原 斎舟

式人扶持

都筑 林賀

七石式人扶持

△廣田 喜斎

同

△森野 三賀

下御祐筆

七石式人扶持

田坂 傳兵衛

八石式人扶持

尾原 喜太夫

下吟味役

八石式人扶持

山本 七右衛門

七石式人扶持

杉村 三兵衛

下御膳番

七石五斗式人扶持

岡村 久兵衛

同

仙波 權右衛門

八石式人扶持

伊藤 九郎右衛門

七石式人扶持

石村 十右衛門

御次小姓

七石式人扶持

都筑 彦四郎

全

木村 左平太

全

△中園 源三郎

全

青山 次右衛門

全

中堀 半太夫

全

長尾 藤八

全

△岩田 市平

式人扶持

梅戸 雲八

17頁

矢野 又三郎

式人扶持

同

同

同

同

同

同

同

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

中西 源右衛門

種橋 源八郎

菌 新五兵衛

小山 權之助

龜田 又助

飯田 新助

窪田 才兵衛

徳丸 喜右衛門

重松 仁兵衛

池上 今右衛門

山田 作平

伊藤 利右衛門

林 六左衛門

矢野 長右衛門

加藤 左治右衛門

村上 作太夫

東条 七郎右衛門

和田 金五右衛門

組拔御徒

御小道具方目

飯田 市左衛門

御小細工方

△森野 治郎左衛門

△青田 治郎助

水谷 忠右衛門

牧野 傳兵衛

△小見山 久左衛門

御料理人

御玄關帳付

七石式人扶持

拾石三人扶持

拾石五人扶持

八石式人扶持

御具足師

着到御普請方目付兩役

八石式人扶持

同

御刀鍛冶

八石三人扶持

下御勘定人

△小見山 久左衛門

御料理人

御玄關帳付

七石式人扶持

拾石三人扶持

拾石五人扶持

八石式人扶持

18頁

(割注)「炭、繩竹」奉行

九石式人扶持
全 白石 治郎右衛門
山田 仁右衛門

八石五斗式人扶持
河上 弥左衛門

七石五斗式人扶持
越智久左衛門

八石式人扶持
△津原 太兵衛

同 △野田 藤兵衛

七石式人扶持
尾原 庄兵衛

八石式人扶持
上野 与治右衛門

全 白石 兵太夫

八石式人扶持
△日比 理太夫

隠居

拾五俵式人扶持
成田 休賀

老人扶持
小沢 宗巴

同 △杉山 宗林

同 岡崎 玄意

式人扶持
△大田 休菅

三人扶持
野崎 宗也

町人御合力米

五人扶持
別宮 喜兵衛

三拾俵
深江屋 惣左衛門

五人扶持
亀屋 治郎四郎

19頁

式人扶持
伊勢屋 九郎兵衛

式拾俵
鷹金屋 休賀

五拾俵
天王寺屋 五兵衛

八百屋 太兵衛

岩松様附御家老

三百五拾石(割注)「本国ヲハリ、生国イヨ」(割注)「茂兵衛、権六」一色藤左衛門(割注)「勝舎、三十」

御奏者役

三拾俵五人扶持(割注)「サヌキ、サヌキ」(割注)「太右衛門」岡部辰右衛門(割注)「直清、十九」

御守役

百石(割注)「イセ、イヨ」(割注)「吉川佐右衛門、左治右衛門」加藤弥五右衛門(割注)「吉清、六十四」

御近習

五拾石五人扶持(割注)「サヌキ、ムサシ」(割注)「九郎兵衛、半右衛門」△古市半右衛門(割注)「春安、二十
三」

拾五石三人扶持(割注)「三河、イヨ」(割注)「忠左衛門、市兵衛」成瀬又左衛門(割注)「正倫、二十三」

三拾俵三人扶持(割注)「ミカハ、イヨ」(割注)「兵部、五郎右衛門」△西名小右衛門(割注)「正載、二十三」

同 同(割注)「イセ、ムサシ」(割注)「兵右衛門、兵右衛門」△喜田村才右衛門(割注)「正相、十八」

拾式石三人扶持(割注)「与左衛門」
△深田与治右衛門(割注)「直闕、廿六」

拾式石三人扶持(割注)「太左衛門、左左衛門」
△上田新六(割注)「只勝、廿七」

同 同(割注)「次郎右衛門、青野次太夫」
伊藤半七(割注)「十七」

御次小姓

七石 式人扶持(割注)「青田次郎介」

△田崎平助(割注)「季重、二十」

式人扶持(割注)「久左衛門、角左衛門」大塚傳治郎(割注)「十五」

御坊主

式人扶持

△松島 林斎

四両 式人扶持

しち

嶺頂院様附

式百石

御家老

鈴木 助左衛門

拾石 三人扶持

矢野 天兵衛

御番役

三両式歩式人扶持 兼買物使役

△桧垣 半兵衛

同 同

△中田 徳兵衛

20頁

御料理人

三両式歩式人扶持

△野間小左衛門

御年寄

五両

小島

御中老

四両

ゆち

三両式歩

こさ

御縫物師

三両

くす

三両

つま

御小姓

四季絶

さんや

同

いち

御末頭

三両

あい

御茶之間

老両三歩

かね

御中居

老両式歩

うす雲

奥様附

御家老

百五拾石

谷口十郎兵衛

元々御賄

式拾石五人扶持

△福間久五右衛門

御番人

七両 四人扶持

杉本仁兵衛

七両 四人扶持

△佐瀬宇右衛門

八両 三人扶持

△松島九郎右衛門

御料理人

七両 四人扶持

△田中兵右衛門

式人扶持

大沢武右衛門

八両 四人扶持

局 うの

御中老

四季施式人扶持

ちく

21頁

四季施式人扶持

ゑつ

同 同

たく

御小姓

四季施式人扶持

りん

御縫物師

三両式部式人扶持

ふた

同 同

とは

同 同

きわ

御すへ

老人扶持

つち

御中居

老人扶持

うゐ

御半女

老両老歩老人扶持

しのぶ

同 同

みとり

同 同

わかな

同 同

つはき

御幾様附

とや

式人扶持

そめ

22頁

空白

23頁

原本桜井町役場所蔵

伊豫国(割註)「越智郡、桑村郡」村々御林帳

笠岡御役所ニ有之

帳面写シ

24頁

伊豫国(割註)「越智郡、桑村郡」村々御林帳

笠岡代官所有之

帳面写之

25頁

本書之原本ハ、越智郡桜井町役

場之所蔵ニカ、ル、町村制實施ニ

際シ合併、戸長役場ヨリ引継

カレタル古記之壹本タリ、書中当町ニ關係アル林之最モ多キヨリ、熟読趣味津々タルヲ覺エ、即公餘借覽筆寫シ置クモノ也、

大正七年七月十五日

於桜井町役場、時限外宿直シ

一室ヨリ後庭之白楊梅風

ニユラレテ涼シキヲ眺メツ、

加藤 徹太郎

誌之

26頁

字靴掛山

伊豫国越智郡宮崎村

一、御林壹ヶ所

但平均(割註)「豎六拾間、横四拾間」

(割註)「比反別八反歩、此木数拾本」但(割註)「御林より桜井村濱迄道法壹里、右濱より江戸迄海上式百式拾里、大坂迄海上七拾五里程

上式百式拾里、大坂迄海上七拾五里程

此譯

松木 三本 但(割註)「長式間半より三間迄、目通り式尺より式尺五寸迄」

同木 七本 但(割註)「長壹間半ヨリ式間迄、目通り五寸より壹尺廻迄」

外苗木百七拾五本程有之候得共、小木にて木数寸間確と難改御坐候、

右御林之儀、明和二酉年松平隠岐守上知ニ而、竹垣庄蔵当分御預所ニ相成候处、前々私領之節、木数反別等相改候儀無之旨申進候由、

依之、庄蔵支配之節相改可申之处、無間

も最寄替ニ而拙者方え請取候ニ付、去戌年拙者方ニ而相改候处、木数、目通、寸間、御林反別

共、書面之通御坐候、尤、苗木植足之儀申渡候得共、

右場所一躰土地不宜地所ニて、成木接取不申場

所ニ御坐候、且、右御林伐リ拂被仰付候ても、土地

不宜跡地、田畑等に開発難成場所ニ御座候、

27頁

字上成山

一、御林壹ヶ所 平均(割註)「豎百式拾間、横百式拾間」同村

此反別四町八反歩 但御林より道法右同断

此木数式拾壹本

此訳

同木 式拾本 但(割註)「長壹間半より式間迄、目通壹尺壹尺五寸迄」

同木 壹本 但(割註)「長壹間半、目通壹尺五寸廻」

是ハ曲節成にて不用之分

外ニ苗木五百本程も有之候得共、小木ニて木

数、目通、寸間難相改候也、

右御林改方之儀、宮所(傍註)「宮ヶ崎」鞍掛山之通り

字丸山

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「豎五拾間、横式拾間」同村

此反別三反三畝拾歩

此木数拾本 但道法前之通り

此訳

同木 拾本 但(割註)「長式間より式間半迄、目通沓尺五寸より式尺迄」

外二苗木六拾本有之候へとも、小木にて目通、寸間

改難く御座候、

28頁

右御林改方之儀、鞍掛山同様

字歳志山

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「豎百八十間、横四十間」(割註)「里数同断、登畠村」

此反別 式町四反歩

木数 三十四本

此訳

松木 貳本 但(割註)「長式間、目通三尺より三尺五寸迄」

同木 三拾式本 但(割註)「長沓間半より式間迄、目通壹尺より壹尺五寸迄」

外二、松苗木百六拾本程有之候へ共、到て小木

二て、寸間、目通難改御座候、

文言

右宮ヶ崎村御林同断

字宮山

一、御林沓ヶ所(割註)「平均豎式拾間、横拾間」同村

此反別六畝廿歩 但御林より道法同断

右御林寸間目通相訳候木数無御座候、松小苗

木百本程有之候へとも、小木にて目通寸間難改

29頁

御座候、

字法傳寺山

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「豎六拾間、横六拾間」且村

此反別沓町式反歩

此木数六拾式本

此訳

松木五拾三本 但(割註)「長沓間半より式間迄、目通沓尺より沓尺五寸迄」

同九本 但(割註)「長沓間半、目通五寸より七寸迄」

外ニ苗木百六拾本程有之候得共、小木
ニテ目通、寸間難相改御座候、

字土山

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「竪六拾間、横六拾間」

此反別沓町式反歩

此木数三拾七本 但御林より道法右同断

此訳

松三拾本 但(割註)「長沓間半より式間迄、目通沓尺より沓尺五寸廻迄」

同七本 但(割註)「長沓間半、目通五寸より七寸廻迄」

外苗木百五十本程有之候へ共、小木前之通、

30頁

字原荒神山

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「竪六拾間、横六拾間」同村

此反別沓町式反歩

此木数式拾六本 但道法右同断

此訳

松木拾九本 但(割註)「長沓間半より式間迄、目通沓尺より壹尺五寸廻迄」

同木七本 但(割註)「長沓間半、目通五寸より七寸迄」

外ニ松苗木百七拾本程有之候得共、小木

ニテ目通寸間難改御座候、

字荒神山

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「竪式間四拾間、横六拾間」同村

此反別四町八反歩

此木数四拾六本

此訳

松木三拾沓本 但(割註)「長沓間半より式間半迄、目通沓尺より沓尺五寸迄」

松木拾五本 但(割註)「長沓間半、目通五寸より七寸迄」

外ニ苗木五百四拾本程有之候得共、小木二而

目通、寸間(抹消)「法」難改御座候、

31頁

字満願寺山

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「竪式百拾間、横百七拾間」朝倉下村

此反別拾沓町九反歩

此木数なし

外ニ松苗木式百本程有之候得共、小木二而

目通、寸間難改御座候、

熹積寺山

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「竪八十間、横式拾間」同村

此反別五反三畝拾歩

右御林目通、寸間相記候、木数無御座候、
松苗木七拾本程有之候へ共、小木ニ而
寸間難相改御坐候、

字岡柵山

一、御林壱ヶ所 平均(割註)「豎八拾間、横三拾間」同村
此反別八反歩
右御林目通、寸間相記候、木数無御坐候、松
苗木百三拾本程有之候得共、小木ニ而目
通、寸間難改御坐候、

32頁

字岡孕山

一、御林壱ヶ所 平均(割註)「豎百式拾間、横三拾間半」同村
此反別壱町式反式畝歩
此木数なし
外松苗木百三拾本程有之候へ共、小木ニて目
通、寸間難改御座候、

字岡山

一、御林壱ヶ所 平均(割註)「豎三拾五間、横三拾間」同村
此反別三反五畝歩
右御林目通、寸間相記候、木数無御坐候、
松苗木五拾本程有之候へ共、小木ニて目
通、寸間難改御坐候、

字岡保向山

一、御林壱ヶ所 平均(割註)「豎百人拾間、横三拾間」同村
此反別壱町八反歩
右御林目通、寸間相記候、木数無御坐候、
松苗木百本余有之候へ共、小木ニて目通、
寸間難改御坐候、

33頁

字冠リ山

一、御林壱ヶ所 平均(割註)「豎三拾間、横三拾五間半」同村
此反別三町五反五畝歩
右御林目通、寸間相記候、木数無御坐候、
松苗木百本余有之候へ共、小木ニ而目通、寸
間難改御坐候、

字中向山

一、御林壱ヶ所 平均(割註)「豎五拾間、横四拾間」朝倉上村
此反別六反六畝式拾歩

此木数(割註)「道法桜井迄式里半、江戸大阪、迄海上同断」
雑木三拾三本

但(割註)「長卷間半、目通七八寸廻リ」

此訳

ほうそ拾本

樗式拾三本

外ニ雑木百三十本程有之候へ共、小木ニ而

目通、寸間難改御坐候、

字鈍原上山

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「竪四拾四間、横三拾六間」同村

34頁

此反別五反式畝廿四歩

此木数七拾本

此訳

松四拾本 但(割註)「長卷間半より沓間四尺迄、目通五寸より八寸迄」

同三拾本 但(割註)「長卷間半より沓間五尺迄、目通八寸より一尺式寸廻迄」

外ニ松苗木式百三十本程有之候へ共、小木

之目通、寸間難改御坐候、

字高大寺内ヶ畑山

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「竪六拾間、横四拾間」同村

此反別八反歩

此木数雑木拾沓本 但(割註)「長卷間半、目通七八寸廻リ」

此わヶ

栗五本

ほうそ六本

外ニ雑木、苗木百七十本有之候へ共、小木ニて前之通、

字志島ヶ原

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「竪百人拾間、横百廿間」桜井村

35頁

此反別七町式反歩

此木数五百拾八本

此訳

松木式拾八本 但(割註)「長九尺より沓丈迄、目通二尺廻リ」

曲木節木ニて用立不申候

同四百九拾本 但(割註)「長六七尺より沓丈迄、目通沓尺より式尺廻迄」

内七本安永四未三月減

外ニ松苗木五百式拾本有之

前之通

右御林之儀前々より木数反別等改候儀

無之由、去戌年拙者(抹消)「積者」方ニ而相改候処、反

別、木数、目通、寸間、書面(抹消)「書」之通御坐候、尤、右御

林ハ海岸田地圍之場所故、木数伐リ仕候へハ、

大風雨高浪之節ハ、田畑悉汐入ニ相成

候儀有之、前々私領之節より一向伐方

不仕由、勿論土地不宜場所ニて風尚強、成

木仕候ても生立不宜、何も曲木節木ニ而、

御用木ニ相成不申木品ニ御坐候、且又右御

林反別之内、古田一筆有之候処、右御林反別之

外ニ有之候、尤、伐リ拂被仰付候而、跡地畑等

36頁

ニハ開発可相成、平地ニ而御坐候へ共、一躰

土地不宜、其上不仕伐リ拂候而ハ、前書之通、

古田之障ニ相成候場所ニ御坐候、

桑村郡河原津村

楠村(割註)「北分南分」

越智郡長沢村

立會

長沢村之内孫兵工作

桜井村

字釣へ山

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「堅百式拾間、横八拾間」桜井村

此反別三町式反歩

33ノ1

此木数 松木三拾五本 但(割註)「長一間半より一丈迄、目通沓尺より一尺五寸迄」

是ハ曲節木ニて御用立不申候、

外ニ松苗木百本程有之、前之通、

右御林之儀、私領之節ハ、前々より運上

銀差上、村方自由ニ進退仕候由、尤木品ハ御

用立候分一向無御座候、勿論元来地不宜、

成木掛取候場所ニハ無御座、右立會五ヶ村ニて

前々より運上ニ仕来、入合下草等茹取候由、

右五ヶ村立會之儀ハ桑村郡越智郡之

37頁

郡境論所ニ拘リ候場処ニ付、古来より右村

々立會ニて入會来候、都而御林ニ拘リ候儀、

右五ヶ村ニて取計申候、其外此度改方

等之儀ハ、前條御林同様ニ御座候、

右五ヶ村立會

字引地山

一、御林沓ヶ所 平均(割註)「堅六拾間、横七拾間」桜井村ノ内

此反別沓町式反歩

木数 松木式拾本 但(割註)「長一間半より沓丈迄、目通沓尺より壹尺五寸迄」

是ハ曲節木ニ而御遣事ニ相成不申候、

外松苗木四拾本程有之候得共、前之通、
右御林改方其外共前条御林同断、且五ヶ村
立會その外之儀、釣瓶山御林同様ニ御座候、

字向山

一、御林壱ヶ所 平均〔割註〕「豎百八拾間、横百貳拾間」 桜井村地内
此反別七町貳反歩 道法右同断
木数松木百三拾本

但〔割註〕「長壹間半より壱丈迄、目通一尺より一尺五寸迄」

是ハ曲節木ニテ御遣方ニ相成不申候、

外ニ松苗木七百五十本程、前之通、

右御林改方、其外前條御林同断、且五ヶ村立

會其外之儀、釣瓶山御林同様ニ御座候、

五ヶ村立會

字ぐわんぜ山

一、御林壱ヶ所 平均〔割註〕「豎百八拾間、横六拾間」長沢村地内

此反別三町六反歩

但 桜井濱迄道法拾五丁程、江戸大坂

へ右同断、

右御林目通、寸間相記候木数無之候、

松苗木百本程有之候得共、小木ニテ目通、寸間

難改御座候、

右御林改方其外前條御林同断、且五ヶ村

立會等之儀ハ、桜井釣瓶山御林同様

ニ御座候、

右五ヶ村立會

字原か谷山

一、御林壱ヶ所 平均〔割註〕「豎四百八拾間、横百八十間」同村地内

此反別貳拾八町八反歩

但御林より道法右同断

39頁

此木数松木拾七本

但〔割註〕「長壹間半より三間迄目通壱尺、貳寸より三尺迄」

外松苗木三百六拾本程有之候、前之通、

右御林改方其外五ヶ村立會等之儀、右同断、

字的場山

一、御林壱ヶ所 平均〔割註〕「豎六拾間、横三十五間」同村地内

此反別七反歩 但道法右同断、

右御林目通、寸間相記候、木数無御座候、

松苗木三拾本程、雜苗木少々有之候へ共、

何れも小木にて、目通、寸間、木数共難改御座候、

右御林改方其外前之通、

右五ヶ村立會

字引地山

一、御林壹ヶ所 平均(割註)「竪七拾間、横三拾間」同村地内

此反別七反歩 道法右同断、

40頁

右御林目通り、寸間相記候木品無御座候、

松苗木五拾本程雜木苗少々有之候得共、

小木にて目通、寸間、木数共難改御座候、

右御林改方前條之通り、

右五ヶ村立會

字丸山

一、御林壹ヶ所 平均(割註)「竪六拾間、横五拾間」同村地内

此反別壹町歩

右御林目通、寸間相記候木品無御座候、松

苗木式拾本程、雜木、苗木少々生立有之

候得共、小木目通、寸間、木数共難改

御座候、

右御林改方其外共右同断、

右五ヶ村立會

字岡山

一、御林壹ヶ所 平均(割註)「竪六拾間、横四拾間」同村地内

此反別八反歩

右御林目通、寸間相記候、木品無御座候、

41頁

松苗木拾五本程有之候得共、小木にて目通

寸間難改御座候、

右御林改方其外共右同断、

右五ヶ村立會

字茶うす山

一、御林壹ヶ所 平均(割註)「竪百拾間横五拾間」同村地内

此反別壹町八反三畝拾歩

木数松木壹本 但(割註)「長式間、目通式尺五寸廻り」

外松苗木三拾本程有之候得共、小木二而

寸間、目通難改御座候、

右御林改方其外右同断、

右五ヶ村立會

字北野山

一、御林沓ヶ所 平均(割注)「豎百廿間、横百貳拾間」同村地内

此反別四町八反歩

此木数松木六本

但(割注)「長沓間半より貳間半迄、目通沓尺より貳尺廻り迄」

42頁

外苗木松六拾本程有之、前之通、

右御林改方其外前同断、

右五ヶ村立會

字石打山

一、御林沓ヶ所 平均(割注)「豎七拾間、横四拾間」同村地内

此反別九反三畝拾歩

此木数松木五本 但(割注)「長沓間半より貳間迄、目通八寸廻りより貳尺廻り迄」

外苗木松三拾本程有之候へ共、小木目通り、

寸間難改御座候、

39ノ1

右御林改方其外前同断、

右五ヶ村立會

字貳反地山

一、御林沓ヶ所 平均(割注)「豎百貳拾間、横百廿間」同村地内

此反別四町八反歩

此木数松木沓本 但(割注)「長貳間半、目通沓尺五寸廻り」

外松苗木六拾本程有之候へ共、小木にて

43頁

目通、寸間難改御坐候、

右御林改方其外共右同断、

御林合三拾三ヶ所、伊豫国越智郡七ヶ村

此反別百五町七反沓畝拾四歩

此木数千百貳本

此訳

松木千五拾八本

内

七百四本 節木曲木

雑木四拾四本

44頁

越智郡 長沢村

孫兵衛作

立會

桑村郡 楠村

字荒神山

一、御林壱ヶ所 平均(割注)「豎八拾間、横五拾間」楠村地内

此反別壱町三反三畝拾歩

但御林より河原津濱迄道法共、右濱より

江戸大阪へ前同断、

此木数 松木三拾六本

但(割注)「長壱間半より式間迄目通壱尺五寸より式尺まで」

外ニ松苗木百本余有之、小木共目

通、寸間難相改御座候、

右御林之儀越智郡桑村郡郡境之場所ニ拘

り候場所ニ付、前々より右五ヶ村立會御座候、尤、

前ニ私領之節ハ、運上銀差上枝葉下

草等右五ヶ村入會ニ而村方自由ニ進退仕

候由、去戌年拙者方ニ而反別、木数相改

候処、目通、寸間書面之通御座候、尤、右場所伐

45頁

り拂之仰有之候而も土地不宜、跡地田畑等

ニ開発難相成場所御坐候

字(割注)「永納山、竹の子山」壹ヶ所(割注)「楠村南分北分、河原津村」

字醫王山 壹ヶ所(傍注)「長沢村之内」孫兵衛作

字海手山 壹ヶ所 同村

字濱手浦山 壱ヶ所 桜井村

一、御林四ヶ所 桑村郡河原津村

此反別不知 楠村(割注)「南分、北分」

越智郡

立會

此木数

長沢村之内

千式百六拾七本 孫兵衛作

桜井村

但、御林より桜井村濱迄道法壱里余河原

津村濱迄道法壹里 右両村濱より大

坂まで海上右同断

此内訳

内三本安永四未三月減木

松木九百五拾本 但(割注)「長壹間半より一間四尺迄、目通一尺より一尺五寸廻り迄」

46頁

内式本 立枯ニ而安永四未三月減木

五拾本安永六年酉九月御証文済減木

同木三百拾三本 但(割注)「長一間半より式間半迄、目通一尺五十より二尺五寸迄」

原書朱字・・・(割注)「内七本亥春越智郡村々御普請木ニ伐渡、亥十一月減木御証文済」

同木壱本 但(割注)「長三間、目通三尺五寸廻り」

原書朱字・・・是ハ亥十一月立枯、御拂被成候証文濟減

外松苗木有之候得共、悉小木二而木

数、目通、寸間難改御座候、

右 御林四ヶ所之儀、悉險岨、場廣、殊

二越智郡桑村郡兩郡之境之場所二而

前二私領之節より郡境不相分、論

所之場所二付、古来より右村々入會来、私領之

節ハ運上銀差出、村方自由ニ進退仕

候間、依之、村銀ヶ所銀反別相分不申、木

数、目通、寸間、計相改(抹消)「渡」候処、書面之通ニ

御座候、尤、險岨二而一躰土地不宜、伐

拂被仰付候而も、跡地田畑等ニ開発

難成場所ニ御座候、

47頁

去戌改出

永納山 竹の子山 醫王山之儀

河原津村

字六軒家より長沢村之内

孫兵衛作

両側延長 楠村(割注)「南分、北分」

一、往還並木老ヶ所 但(割注)「千七百六、拾六間」(割注)「長沢村立會、孫兵衛作」

此木数七百三拾五本 桜井村

此訳(割注)「内式本安永四未三月減木、内四本安永四未年失付立枯ニ而減

松木六百八拾本 但(割注)「長一間半より一間四尺迄、目通一尺五寸より式尺廻迄」

内 三本安永四未年実付立枯ニ而減

同木四拾七本 但(割注)「長一間半より式間半迄、目通式尺五寸より三尺廻迄」

内 式本実付立枯ニ而安永未三月減木

同木八本 但(割注)「長三百方四百迄、目通五尺廻方六尺廻迄」

内 老本 安永四未年実付立枯ニ而減木

右並木之儀、前々私領節より伐り方無之

四国往来並木立有之候処、私領上知ニ相

成、先支配竹垣庄蔵方より引渡、帳面

ニハ並木書載無之候得共相記候処、往

来並木ニ相違無之候ニ付、木数、間数相

改候処、書面之通りニ御座候、尤、右場所之儀も

兩郡境ニ拘り候場所ニ付、右五ヶ村立會

御座候得共、並木ニ書載、差障り候儀

48頁

無御座候、去戌年改出ニ御座候

右御林四ヶ所並木老ヶ所之儀は、越

智郡桑村郡入會郡境之論所ニ有

之、兩郡ノ内引分片寄ノ儀、難相成

御座候ニ付、惣寄之外ニ書出申候、

明和六丑年二月写之

50頁

御上使様御通
駕之節心得書
寛政年度

原本 桜井町大字桜井
石丸条太郎氏蔵

續 国府叢書 一

51頁

寛政元年西三月日
御上使様御通駕之節心得書

今治村
弥左衛門

52頁

此書ハ桜井町大字桜井濱石丸条太郎
氏之蔵書ニかゝる、予、同町長として同町之
沿革を調査するニ際し、同氏より提
供せられたる一本なり、記する処多く舊
今治藩ニ属し、先考調査之為、資
料と對照すれハ、趣味津津々たる
ものあるを覚ゆ、公餘筆写以て
これを先考之靈にさゝげ、併せて
地方同好之士か参考ニ供せんとす、
大正七年七月八日 梅度窓ニ於て
加藤徹太郎 誌

53頁

弥左衛門氏ハ当時今治之庄屋も
つとめ居りたるもの、条太郎氏ハ明
治維新ニ際し桜井町ニ移住す

池田雅次郎様

御用人 小橋久左衛門

柚垣元蔵

給人目付 岡本平次

近習 吉田四郎兵衛

佐々原専蔵

中小姓 西川熹右衛門

吉村幸三

渡利茂七

徒目付 羽岡重蔵

徒士 高橋和平太

御巡見使様御尋筋も有之節御答之心得
一、御領地高之儀被遊御尋候ハ、

右御宿 大西亦右衛門宅
手廻小者 式拾人

徒
小林磯右衛門
大屋伊兵衛
田中新右衛門
上原市左衛門

55頁

徒目付

中小姓
鈴木仲右衛門
白石弥右衛門
岡本善兵衛
落合七左衛門

給人目付

和田多左衛門
津田林蔵
大坂領右衛門
斎藤猪太夫

御用人

細井隼人様

右宿中寺屋伊左衛門宅

手廻小者 拾三人

押へ足輕 五人

桑原右衛門

徒士

黒野善兵衛

徒目付

濱野兵蔵

倉橋九十九

中小姓

鵜岡憲兵衛

54頁

石橋五四

近習

大塚十治郎

給人目付

小平涉

御用人

藤木憲六

諏訪七左衛門様

山崎八郎

右御宿 柳瀬九十郎宅

手廻小者 拾壹人

押へ足輕 六人

麻田繁蔵

片部長太夫

越智郡之内高三万石

六拾八ヶ村之内四拾五ヶ村、地方式拾三ヶ村、嶋方
平シ免五ツ八歩九厘五毛

改出高千三百壹石四斗四舛壹合

平シ免右同断

新田畑高四千百六拾四石三斗九舛七合

平シ免壹ツ九歩六厘四毛

右改出方高新田畑高共

都合五千四百六拾五石八斗三舛八合

本田畑式千八百九拾八町五反五畝

56頁

新田畑六百九拾町壹反壹畝六歩

宇摩郡之内

拾八ヶ村 高五千石

込高千八百八石五升七合

宇摩郡平シ免田畑、畝数其外委細之義

御尋候ハ、郡違故委ニ不存候と可申上候、

一、俵入之義御尋候ハ、

京舛四斗五舛入

一、小物成之義御尋候ハ、

少々ハ御座候趣傳承仕候、尤モ、古来ハ山札銀、

茶銀、漆銀、藪銀、麻銀等之品御座候由

当領主代々被差免候由ニテ、当時ハ何程卜

申義、委敷ハ不奉存候、

一、御通筋之村々、本田畑、新田畑畝高或ハ家数、

人高之義御尋候ハ、夫々可申上事

一、用水かゝり之義御尋候ハ、

遊水かゝり宜敷猶亦池普請、井関等、領主

被申付百姓共、少もわつらひ無御座候

一、田地地味違有之候哉と被遊御尋候ハ、

村ニより地味違有之、常式ニ其村之御下行

有之、年貢方引ケ申候得ハ、百姓共難義御

坐候、

一、近年作方之儀被遊御尋候ハ、

近年打續作方不宜候得共、秋作不熟之年

57頁

ハ相應二年貢引方被申付候而、難儀筋無御

坐候

一、領主右損亡如何程も有之候哉と被遊御尋候

ハ、

年ミのり余計御坐候よし、委儀ハ百姓共之

義ニ御坐候へハ員数等不奉存候

一、御通筋村々其村銀之潰高被遊御尋候ハ、員数夫々可申上事

一、御見及被遊候寺社御尋候ハ、夫々可申上事

一、敷種米借付有之候哉と被遊御尋候ハ、

村々之借付御座候得共、員数之儀不奉存候

一、御領内縦横之儀御尋候ハ、

城下より山奥へ縦凡八里

海上も八里、横南北式里余

一、人高之儀御尋候ハ、

越智郡 男女三万八千七百七十人

外二穢多

男女 千五百拾五人

ノ

一、家数之義御尋候ハ、

越智郡 八千九百五十軒

一、牛馬之儀御尋候ハ、

越智郡 五千九百四十疋

内 式千六百二十五疋 馬 三千三百十五疋 牛

58頁

一、船数之義御尋候ハ、

不奉存候と可申上事

一、御城下町縦横何程有之候哉と御尋候ハ、

縦四丁廿三間、横三丁十九間

外二

横町少御座候

一、同家数之儀御尋候ハ、

千三百五拾九軒

内

千百四拾七軒 町之分

式百軒 百姓之分

拾式軒 獵師町之分

ノ

一、同人高之義御尋候ハ、

五千四百三拾人

内

四千六百拾四人 町之分

七百六拾七人 百姓之分

四拾九人 獵師町之分

ノ

一、寺社共年貢諸役各被差免候事

一、道法之事

桜井より今治城下札之辻迄 壹里半余

59頁

今治より野間郡山路迄 半道迄
今治より大井新町御昼休迄 壹里廿八丁余

今治より松山城下迄 拾壹里

今治より宇摩郡三嶋へ 拾六里

今治より大坂迄海上 七拾五里

一、御通筋村切之道長被遊御尋候ハ、夫々
申上候可き事

一、人馬賃錢之事

駄荷 一里 人足 一里

軽尻馬 一里

今治より大井新町迄、壹里廿八丁之間

人足

駄荷

軽尻

駕 壹挺

一、若堀之儀御尋候ハ、

所ニより三重或ハ二重ニて御坐候、委儀御

尋候ハ、百姓共之儀ニ候ヘハ、委細ニ相弁

不申候

一、御当家御先祖様御入部之義、御年数御

尋候ハ、

寛永十二亥歳ニ而至今歳百五十五年ニ

相成候と可申上候

一、當所古城有之哉と被遊、所々御坐候得共、委

義ハ存不申候

一、於鄉村鉄炮所持候哉と御尋候ハ、

所持不仕候奥山狩人共吟味之上少々被差免

60頁

其外於鄉村一切所持不仕候

一、唐物拔荷商賣之儀御尋候ハ、

廠敷法度被申付村々無油断吟味仕、証文

差上申候儀ニ御坐候

一、米相場之事、金相場之事

一、金壹兩賣銀五拾壹匁

一、同買銀、五拾六匁

一、錢壹貫文ニ付、九匁六分

一、小匁壹匁ニ付賣百匁、買九拾九匁半

一、米壹石ニ付、代銀六拾四匁

一、播麦壹舛ニ付、代錢六拾四匁

一、白米壹舛ニ付、七拾貳文

一、黒米壹舛、六拾四文

右之外略之

一、御家老中様、諸御役人中様、御名又ハ御知行高御尋候ハ、夫々可申上事

千石 服部様 四百石 戸塚様

五百石 江嶋様 三百五十石 一宮様

百七十石 郡奉行 堀江様

百石 郡奉行 小泉様

七拾石 郡奉行 平野様

百石 御代官 柴田様

百石 同 戸祭様

百五十石 同 末松様

61頁

一、御仕置筋之儀御尋候ハ、

領主慈悲深諸役人取計正道ニ御座

候ヘハ、百姓共一同ニ安座仕候

一、百姓共御憐愍之御仕成如何様之事ニ候哉

と御尋被遊候ハ、

無給水吞都而困窮之百姓共ヘハ相應ニ救

扶持被相渡候、且又、牛馬、銀等も為溜色

被相渡、百姓共安穩ニ渡世仕候

一、御廻領被遊候哉と御尋候ハ、

領内狭御座候得は方角を限り、其日戻り

毎度見分御座候

一、殿様御暮方之儀御尋候ハ、

至極御質素成義ニ及承候、若御平生

御弄之品御尋候ハ、百姓共之義ニ御坐候ヘ

ハ、不奉存候

一、御在城之節御家中武藝稽古御見分も

被遊候哉と御尋候ハ、

委儀ハ不奉存候ヘとも、毎度見分御坐候よし

傳承候

一、御巡見様ニ付、道橋取繕、掃除又ハ人高等

之儀、百姓とも困窮ニ存候哉と被仰候ハ、

全左様之儀無御坐候、道橋取繕、掃除等

之儀常ニ正敷被申付候

一、何にても申上度儀は無之哉と被仰候は、

申上度儀少も無御座候

62頁

右之條々荒々為心得書記申候、御尋筋

も候ハ、其一事と御請可申上候、御尋不被成義

ハ少も申上間敷候、都て多言無之様相慎可

申候、尤も、右之趣ハ第一庄屋、第二與頭迄之心
得ニテ、其以下百姓并人足共之義ハ、諸事
恐入不調法之体ニテ相済可申候、但し御仕
置筋御尋も候ハ、御慈悲深百姓共安
座仕候段可申上候、已上、

63頁

延享三寅年左之御書付自御勘
定所被仰付候写

一、笹之内御尋候ハ、

先祖美作守當領拝し領仕ノ以前、藤堂和
泉守様之時分ハ、笹堤之内ニ家中屋敷
被仰付候ノ由、美作守義ハ小身故、家中差
置可申様無御坐候故、畑ニいたし所ニより
田にも仕候と傳承候と答申上可然事

喜田村の事

東村の事

上神宮村の事

一、拝志北村

一、寺川原村

一、拝志上村

右三ヶ村各右之通ニ相心得罷在可事

一、辻堂村ヲ御尋候ハ、

郷村ノ枝郷辻堂と御答可申上事

一、御通筋の内

国分村別宮村馬越村

右三ヶ村地藏之儀、御尋候ハ、村方、牛馬祈祷

ニ建候段、可申上事

一、拝志町入口ニ有之地蔵是又右同様相心得
可申候

一、乗掛馬之事當領ニテハ馬弱候ニ付乗掛ニ

難相成、依之、駕用意仕候段

右御宿詰肝煎之者より可申上候事

於村々御答心得之事

一、其村々へ被遊御移候節田地段盛之儀先年

64頁

御尋候処、但盛と計御尋有之、即答難申上
よし、段盛の儀と相心得、たとへハ壹代より何代迄
と御答可申上事、

一、百姓共暮シ方ノ儀御尋候ハ、

領主より儉約被申付候得ハ、惣而儉約仕候、村遣

迄領主より吟味有之費を省くと申仕成右

ニ押移り百姓共質素ニ暮申候、

一、男女業の儀御尋候ハ、

男ハ田畑第一ニ相働、其余ハ手織繩蒔拵申

候、将亦、奥山の百姓共ハ田畑働之外薪

を賣、炭を焼働申候、女職の儀領中ニハ
蚕無之、都而田畑作物こなし、第一ニ仕男
分構不申候、其餘ハ芋機を仕候、但し奥山ニテハ
付等男並之働も仕候段可申上候事、

- 一、食事物之儀御尋候ハ、
百姓共給物時々之畑作之品、菜大根之類、
麦ニ取り交給へ申候、奥山之百姓共ハ稗粟
も給へ申候、

御通駕御右之方

国分村

高五百六十六石八升四合

- 一、田畑四拾五町貳反九畝 免四ツ壹歩

内

高五百貳拾石

三拾八町八反

田方

高四拾六石八升四合

六町四反九畝

畑方

65頁

潰高九斗六升三合

高九拾壹石三斗九合

- 一、新田畑拾町四反貳畝四歩 免貳ツ三分より壹ツ迄

潰高壹石九斗三升八合

ノ

- 一、段四代より廿三代迄

平シ拾貳代半

- 一、物成六百三拾貳俵余

- 一、家数六拾軒

- 一、人高貳百五拾八人

内

百廿七人 男 百三十壹人 女

ノ

- 一、牛馬四拾四疋

内 拾四疋 牛 三拾疋 馬

ノ

- 一、道法

(割注) 「国分村領分境より拝志町出離迄」 貳拾五町余

(割注) 「国分境より拝志上村境迄」 拾町貳拾間

- 一、真言宗 金光山最勝院 国分寺

塔堂跡六間四角礎有

- 一、脇屋刑部郷義助公

廟所国分寺より丑寅ニ當り行程往還より

66頁

四町三拾式間

- 一、国分山廻り壱里廿丁、山根より峰迄行程四丁式拾間、城主村上掃部武吉、次ニ福嶋左衛門大輔正則、次ニ池田伊与守、次ニ尾川左馬、其後城郭破却仕候

- 一、久積山八幡小社有

- 一、国分村氏宮天神宮、是ハ枝郷古国分村有之

- 一、頓田川の儀御尋候ハ、

川幅三拾間余

川下より水上迄凡四里

此川水用水ニかかり申と可申上候事、

御左の方

高市村

高六百六拾九石八斗

- 一、田畑五拾七町七反八畝 免四ツ七分

内

高六百四拾式石

五拾三町五反 田方

高廿七石八斗

四町式反八畝 畑方

ノ

潰高拾八石三斗七升七合

高四拾壱石七斗七升九合

- 一、新田四町九反八畝 免壱ツ五分より壱ツ迄

- 一、家数七拾式軒

67頁

- 一、人高式百七拾七人

内 百三拾六人 男 百四拾壱人 女

- 一、牛馬数五拾六疋

内 拾式疋 牛 四拾四疋 馬

- 一、段壱代より廿壱代迄

- 一、物成七百七拾八俵余

御右の方

拝志上村

高千式百廿壱石五斗四升

- 一、田畑百六町八反三畝 免四ツ九分

内

高千六百六拾石

百町 田方

高六拾壱石五斗四升

六町八反三畝 畑方

潰高九石七斗三升五合

高式斗式升壹合

一、新恩 四畝式拾壹歩 免壹ツ

一、段式代より拾九代迄

平シ拾壹代四歩

一、家数百拾七軒

68頁

一、人高五百拾式人

内 式百六拾九人 男 式百四拾三人 女

一、牛馬五拾七疋

内 拾九疋 牛 三拾八疋 馬

一、物成 千四百九拾六俵余

一、道法

(割注)「国分境より、寺川原境迄」拾壹町五拾八間

當村より今治町迄壹里拾丁

一、鴻森 三嶋明神神旧社

此外小宮有

御右の方

寺川原村

高五百七拾八石四斗七升

一、田畑四拾壹町 免五ツ八歩

内

高五百四拾五石

三拾五町九反三畝 田方

高三拾三石四斗七升

五町七畝 畑方

潰高 三石五斗四升六合

高五拾三石式斗四升式(抹消)「五」合

69頁

一、新田畑六町式反九畝壹歩 免式ツ五歩已下

一、段壹代より式拾三代迄

平拾四代壹歩

一、物成八百八拾四俵余

一、家数三拾四軒

一、人高百七拾五人

内 九拾人 男 八拾五人 女

一、

一、牛馬式拾四疋

内 拾七疋 馬 七疋 牛

一、田畑ニ對候而人高鮮ク候と御不審候ハ、
拜志町之内ニ出作百姓數多御坐候と可申
上候

一、道法

拜志上村境より拜志町口迄 三丁五拾貳間

當村より今治町へ壺里三丁

一、真言宗 海松山知足院 真光寺

一、禪宗 龍徳山 天祐寺

一、浄土宗 不遠山 西方寺

ノ 三ヶ寺

一、氏神 三嶋大明神

一、古城跡 加藤左馬亮様分地 堀部主膳

70頁

(割注)「寺川原村、拜志北村」之内

拜志町

一、町長五町五拾五間

一、御通筋横町入口より出口(傍注)「札場」迄 一丁拾五間

一、人高三百五拾四人

内

百八拾老人 男 百七拾三人 女

一、家数八拾五軒

一、産業は寺川原村、拜志北村之田地耕
作仕并小商等仕候

一、蛭子 小宮

一、当町より今治町へ壺里

内

拜志北村

高六百壹石三斗九升

一、田畑五拾壹町五反九畝 免六ツ八歩

内

高五百四拾九石

四拾五町三反五畝 田方

高五拾貳石三斗九升

六町貳反四畝 畑方

潰高 九斗八合

71頁

高三拾七石六斗七升七合

一、新田畑五町貳反貳畝八歩 免四ツ已下

一、段貳代より拾八代迄 平拾壹代壹歩

一、家数六拾軒

一、人高貳百六拾四人

内 百四拾老人 男 百廿三人 女

一、牛馬五拾四疋

内 拾九疋 牛 三拾五疋 馬

一、田畑ニ對し人馬鮮く候と不審も候

ハ、拜志町之内出作百姓数多御座候
と可申上候事

一、物成 千四拾俵余

一、道法

拜志町口より鳥生村境迄七町三拾四間

當村より今治町迄壹里

一、小宮 二社

鳥生村

高千三百廿七石式斗式升

一、田畑百貳拾六町三反三畝 免六ツ式步

内

72頁

高千貳百五十石

百拾八町式反

田方

高七拾七石式斗式升

八町壹反三畝

畑方

潰高 九石式斗八升九合

高貳百八拾壹石六斗六合

一、新田畑三拾四町四畝三步 免四ツ壹步より壹ツ迄

潰高 拾四石壹斗五升五合

一、段四代より拾六代迄 平拾貳代五步

一、家数貳百壹軒

一、人高九百拾五人

内

四百七拾九人 男 四百三十六人 女

ノ

一、牛馬百六拾貳疋

内 百拾貳疋 馬 五拾疋 牛

ノ

一、物成貳千三百四拾四俵余

一、道法

拜志北村境より藏敷村境迄

拾貳町五十四間

73頁

一、衣干山 八幡社

一、枝郷高下荒神小社有

一、本村社敷 祇園社 三嶋明神荒神

一、真言宗 須弥山 明積寺

- 一、禅宗 佛徳山 實法寺
- 一、禅宗 瑞花山 廣紹寺
- 三ヶ寺

一、惣社川の義御尋候ハ、

川幅六拾間 川上え凡八里

一、用水ニかかり候哉と被遊御尋候ハ、

此川水都而用水ニかゝり申候、

藏敷村

高式百七拾式石九斗六升

一、田畑三拾三町老反 免七ツ五分

内

高式百五拾三石五斗六升

式拾九町式反七畝 田方

高拾九石四斗

三町八反三畝 畑方

ノ 潰高拾九石六斗五升九合

高三百三拾式石三斗三升三合

一、新田畑三拾五町三反八畝式歩

免六ツより壹ツ迄

74頁

潰高式拾三石七斗壹升六合

一、段老代より十六代迄 平シ八代式歩

一、物成五百六拾壹俵余

一、家数百式拾式軒

一、人高四百四拾式人

内 式百三拾老人 男 式百拾老人 女

一、牛馬六拾七疋

内 四拾七疋 馬 式拾疋 牛

一、道法

鳥生村境より今治村境迄 七町八間

当村より今治町迄 拾四丁

一、御左の方

河野益躬之墓

鴨部神社と號す

一、真言宗 靈樹山醫王院東禅寺

一、八幡宮

別当真言宗須弥山妙観院正福寺

今治村

(割注) 「高五百五拾三石三斗五升六合、一田畑四拾式町式反五畝、高四百七拾八石八斗」免八ツ六歩

75頁

三拾三町

田方

高七拾四石五斗五升六合

九町貳反五畝
畑方
潰高 四石五斗壹升壹合

高貳拾壹石五斗六合
一、新田畑貳町壹反六畝廿六步
免六ツ方貳ツ迄

潰高 六石三斗五升四合
一、段貳代より拾六代迄
平 十三代壹步

一、物成 千貳百廿壹俵余
一、家数貳百軒
一、人高七百六拾七人

内 三百七拾老人 男 三百九十六人 女
一、牛馬貳拾疋
内 拾壹疋 馬 九疋 牛

一、道法
藏敷村境より七町五間
別宮村境へ貳町四拾貳間
日吉村境へ六町貳拾九間

一、巖嶋大明神
別当真言宗莊巖山理性院神供寺
一、神明宮

76頁

一、慶長八卯春町割仕至今年百人拾七年
一、町中屋敷 半方年貢地
免九ツ五步より八ツ五步定

但、間口巷間ニ裏へ拾五間ニ付、年貢米
壹斗四合より三升八合迄、場所ニより高下有
半方家別足役或ハ職人役等
差出シ年貢差免候

一、町之内ニ蛭子有
一、寺 拾五ヶ寺
別宮村

高六百三拾七石七斗九升
一、田畑五拾四町三反五畝 免七ツ七步
高六百拾石

五拾町八反七畝 田方
高貳拾七石七斗九升
三町四反八畝 畑方
潰高壹石七斗四升八合

ノ

一、物成千貳百四拾壹俵余

高九石七斗壹升九合

一、新田七反八畝廿四步

免五ツ五步より貳ツ三步迄

潰高壹斗七升六合

一、段五代より十六代迄

77頁

平シ十一代七步

一、家数七拾四軒

一、人高貳百七拾貳人

内 百五拾貳人 男 百貳拾人 女

ノ

一、牛馬六拾壹疋

内 廿三疋 牛 三拾八疋 馬

ノ

一、道法

今治百姓町石橋より日吉村境迄

三丁四拾七間

一、大師堂 遍路宿所有之

一、三嶋明神

別当真言宗大積山金剛院南光坊

ノ

日吉村

高千五百五拾四石

一、田畑百四拾三町壹反 免六ツ九步

内

高千四百三拾石

百拾八町六反 田方

高百貳拾四石

貳拾四町五反 畑方

潰高拾三石七斗八升九合

高六拾九石九斗五升

78頁

一、新規田畑九町貳反五畝 免貳ツより壹ツ七步迄

潰高四石九斗五升九合

一、物成貳千七百拾五俵余

一、段貳代より拾六代迄 平シ拾代九步

一、家数貳百三拾三軒

一、人高九百拾貳人

内 四百六拾四人 男 四百四拾八人 女

一、牛馬百七拾壹疋

内 七拾貳疋 牛 九拾九疋 馬

一、道法

別宮村境より馬越村境迄

拾丁四間

一、御右の方 高木荒神

一、氏宮 姫坂大明神

一、禪宗 正明山 観音寺

一、禪宗 日照山 海禅寺

一、明神山嶺ニ小社有之

日吉村石井村入組之場所

一、同所古城跡有之、河野之氏族重見

美濃守居城之よし

一、新城山古城跡

来嶋家来原筑後

79頁

日吉村枝郷

馬越

高三百五拾五石五斗八升式合

一、田畑三拾貳町六反七畝 免六ツ五歩

内

高三百三拾五石

式拾九町六反 田方

高式拾石五斗八升式合

三町七畝 畑方

潰高五石壹升

一、物成六百六拾六俵余

一、段壹代より十五代迄、平拾代九歩

一、家数五拾三軒

一、人高百九拾貳人

内 八拾九人 男 百三人 女

一、牛馬五拾壹疋

内 拾八疋 牛 三拾三疋 馬

一、道法

日吉村境より山路村境迄

七丁廿八間三尺

当村より大井え壺里四丁

一、鯨山 三嶋大明神

80頁

別当真言宗新宮山地福院

安養寺

御左の方
片山村

高三百六拾七石五斗五升

一、田畑貳拾八町七反六畝 免四ツ七歩
内

高三百四拾貳石

貳拾六町三反 田方

高貳拾五石五斗五升

貳町四反六畝 畑方

潰高六石六斗四升壹合

高拾石四斗五升八合

一、新田畑貳町五反七畝拾五歩

免三ツ七歩より壹ツ貳歩迄

一、物成 四百三拾五俵余

一、段耄代より廿七代迄

平シ拾貳代八歩

一、家数四拾五軒

一、人高百九拾四人

内 九拾八人 男 九拾六人 女

81頁

一、牛馬四拾疋

内 拾五疋 牛 三拾三疋 馬

ノ

一、氏宮 天神宮

82頁

追加

一、洪水流又ハ潮入荒等ニテ潰高何程

有之哉と御尋候ハ、

荒所ハ御坐なく候、川欠ハ少々御座候へとも

取約メ候、高ハ不奉存候

一、御朱印之寺社有之候哉と

御朱印の寺無御座候

一、寺社数之事

七拾八ヶ所 寺

八拾七ヶ所 社

右之通承居申候

一、御城外廊何程有之哉と

八町四方と承居申候

一、宗門改役之事

家中ハ貳年置ニ右改、在町ハ毎月改

生死出入之手形印形仕差出申候

一、御献上の品の事

鱒子、鯛子、塩辛、素麵、
蜜柑

一、金山有之哉と御尋候ハハ
金山無御座候

一、子之歳御廻米買店高御尋候ハハ
年久敷義ニ御座候へハ不奉存候

83頁

一、江戸訴状の義御尋候ハハ
右同断

一、御城築等年数の事
睨とハ不奉存候へとも凡百八十八年程
と承傳候

一、切支丹并類族無御座候

一、御高札領分拾ヶ所御座候、尤、御
通筋ニ而ハ城下町、拜志町、宇摩郡
三嶋村ニ御座候

一、孝人御尋候ハ、
孝人之儀ハ格別当時扶持方ニ而も
被下候程之者無御座候

一、郡数被成御尋候ハ、
式郡 越智郡 宇摩郡
附 村数 越智郡之内 六拾八ヶ村
宇摩郡之内 拾八ヶ村

一、公儀御立林并御手前御立林御尋
候ハ、

御林山所々ニ御座候へとも御通筋にハ無
御座候、 公儀御立林当所ニハ無御座候

一、巢鷹前々より無御坐候

一、飢人之義被遊御尋候ハ、百姓飢人
御座候時ハ相当扶持方被下置候

84頁

一、新地御座無く候

一、公儀御預人無御座候

一、殿様野邊へ御出之儀被成御尋
候ハ、

野邊へハ折々御出被成候、寺社へハ
御出御座候

一、御領分ニ常々被成御出候義御尋候
ハ、

(頭注)「領分狭キ道ナラン」

御領分折々御見分御座候、尤、狭御
坐候ゆへ一日かけニ御出被成候

- 一、鳴方へ御渡海の義被成御尋候ハ、
鳴方へも被成、御渡候へとも大分浦水主
杯物入御坐候故、毎度御出不相成候
- 一、松山様と此方様御出會有之哉と御尋候
ハ、

- 一、松山様此方様終ニ御出會無御座候
- 一、御家中之面々殺生之儀被成御尋候ハ、
若衆中折々被罷出候様子ニ御座候
- 一、牢入之料人被成御尋候ハ、
牢入之科人当時無御坐候
- 一、酒株之事御尋候ハ、
三拾三株 町方分
内五株当時酒造仕候

85頁

拾六株地鳴分

内三株 右同断

実相院様

- 一、美作守様 御入部

寛永十二亥年

当酉迄百五拾五年程ニ成

嶺香院様

- 一、美作様御入部

延宝三卯年

当酉迄百拾五年

本知院様

- 一、駿河守様御入部

貞享元子年

当酉迄百六年

本国院様

- 一、采女正様御入部

宝永五子年

当酉迄八拾貳年

心光院様

- 一、筑後守様御入部

享保十七子年

当酉迄五拾八年

86頁

- 一、河内守様御入部

明和五子年

当酉迄廿貳年

- 一、先達而穀物高價之節、爰元相場

何程ニ有之候哉と御尋候ハ、

去々未度米九斗二付、六拾六文錢
百八十目も仕申候

一、当時ハ何程いたし候哉と御尋候ハ、
追々引下ケ當時ニてハ九十目程も
仕候

一、近年盛衰の事
近年作方不盛候へとも、領主より補米等
被下置候二付、百姓共格別困窮之筋
無御座候

87頁

一、六月廿四日於御勘定所先達而御巡見
御用懸無滞相勤候、依之、御称美之
上御目録銀五匁被下置候、尤も、廻勤
左之通

御家老中様 御用人様
大目附 様 郡御奉行様
御代官 様 勘定御目付様
御目付 様迄

一、右同日伊平次重則人馬肝煎相勤
申候二付、於御代官所右同断銀貳
匁宛被下置候、廻勤郡御奉行様被下
一、利兵衛仮庄屋其外長百姓仮與頭
相勤候分御称美有之候
廻勤庄屋與頭相勤候事
於御勘定所

弥左衛門へ被仰付候次第
正月廿九日

弥左衛門其方儀此度御巡見様御
通駕二付、用懸り申付候、大庄屋
月改同様、打込相勤、諸事抔知
寄之筋有之候ハ、無用捨可申出、且亦、

88頁

其刻ニ至、東西隣領分よりの書簡等
可有之候間、入念出精いたし相勤可
申候

右之趣郡御奉行様御列席と
御直ニ被仰付候、夫より席ニ參會
いたし候、四月廿一日二日当領御通
駕被遊候事